

松本市PTA連合会会則

第1章 総 則

(名称および事務所)

第1条 本会は松本市PTA連合会と称し、事務所を松本市県3丁目1番1号あがたの森文化会館内におく。

第2章 組 織

(組織)

第2条 本会は松本市内小・中学校の全単位PTAをもって組織する。

第3章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は単位PTA相互の緊密な連絡協調をもとに、教育の振興とPTA活動の発展を助長し、児童生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究大会・研修会・講演会などの開催
- (2) PTA運営および活動に関する研究協議
- (3) 関係諸団体との連絡協議
- (4) 児童生徒の福祉・厚生・安全に関する研究協議
- (5) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第4章 会 議

(会議の種別)

第5条 本会運営のため次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 三役会

(総会)

第6条 総会は定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は毎年1回、5月に開催する。

3 臨時総会は、会長または常任理事会が必要と認めたとき、会長が召集する。

(総会の構成)

第7条 総会は各単位PTA4名ずつの代議員をもって構成する。

(総会の議長)

第8条 総会の議長はその総会における、出席者の互選で決める。

(総会の決議事項)

第9条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 事業報告および決算についての事項
- (2) 事業計画および予算についての事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他重要な事項

(総会の定足数および決議)

第10条 総会は在任代議員の過半数が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

第11条 総会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数の時は議長がこれを決める。

(理事会)

第12条 理事会は会長、副会長、幹事、監事、常任理事ならびに理事をもって構成する。

(理事会の召集)

第13条 理事会は会長が必要と認めたとき召集する。ただし、理事の半数以上から、会議に付議すべき事項を示して請求されたときは、会長は理事会を召集しなければならない。

2 理事会の議長はその理事会における、出席者の互選で決める。

(理事会の決議事項)

第14条 理事会は次の事項を決議する。

- (1) 定期総会の召集および定期総会に付議すべき事項
- (2) 細則の制定、変更に関する事項(委員会に関する事項を除く)
- (3) 暫定予算および補正予算に関する事項
- (4) 単位PTA相互の連絡・協議に関する事項
- (5) その他必要な事項

(理事会の定足数および決議)

第15条 理事会は在任理事の過半数が出席しなければ、議事を開き決議することはできない。

2 会議の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

(常任理事会の決議事項)

第16条 常任理事会は会長、副会長、幹事、監事、ならびに常任理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

2 常任理事会は次の事項を決議する。

- (1) 臨時総会の招集および臨時総会ならびに理事会に付議する事項
- (2) 会務の運営・執行に関する事項
- (3) 委員会に関する事項

(4) その他必要な事項

(三役会)

第17条 三役会は会長、副会長、幹事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

2 三役会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 総会、理事会、および常任理事会に付議する事項
- (2) 会務の運営、執行に関する事項
- (3) その他必要な事項

第5章 役員

(役員の種類)

第18条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名	監 事	2名	常任理事	27名	代 議 員	加入校数×4名
副 会 長	7名	幹 事	若干名	理 事	38名		

(役員を選任)

第19条 会長・副会長・監事は、細則の定めるところにより総会において選任する。

2 役員に欠員が生じた場合は、前項の規定にかかわらず理事会において後任者を選任する。

3 監事は他の役員を兼ねることができない。

4 幹事は細則の定めるところにより、会長が委嘱する。

(役員職務)

第20条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 常任理事は会務の運営執行にあたる。

4 理事は会の運営に必要な事項を決議する。

5 監事は本会の会計・事業を監査する。

6 幹事は会長の指示を受け細則に定めるところの職務を行う。

(役員任期)

第21条 役員任期は定期総会から次年度定期総会までの一カ年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第6章 顧問・特別顧問

(顧問・特別顧問)

第22条 本会は総会の決議により顧問および特別顧問をおくことができる。

第7章 委員会および専門委員会

(委員会および専門委員会)

第23条 本会に委員会および専門委員会をおくことができる。

第8章 会費

(経費)

第24条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

2 会費については細則によって定める。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第9章 事務局

(事務局)

第26条 本会の庶務会計を処理するため事務局を設け、必要な職員をおく。

2 職員の就業規定は別に定める。

第10章 会則の変更および解散

(会則の変更・解散)

第27条 本会の会則の変更または解散は総会において、出席代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(細則)

第28条 細則の作成・変更は理事会においてこれを行う。

第11章 規定

(規定)

第29条 本会は表彰規定・旅費規定・慶弔規定を細則によって定める。

第12章 付則

(付則)

第30条 本会則は昭和35年5月24日より施行する。

平成13年2月3日	一部改定
平成16年5月15日	一部改定
平成17年5月21日	一部改定
平成18年2月25日	一部改定
平成18年5月13日	一部改定
平成22年5月8日	一部改定
平成25年5月11日	一部改定
平成26年2月27日	一部改定
平成28年5月7日	一部改定
令和元年5月11日	一部改定
令和2年5月29日	一部改定

松本市 P T A 連 合 会 細 則

1 総 則

第 1 条 松本市 P T A 連 合 会 会 則 第 28 条 にも と づ き、 必 要 な 条 項 を 定 め る。

2 役 員 の 選 考

第 2 条 会 則 第 19 条 に よ る 役 員 の 選 考 方 法 ・ 選 出 地 域 な ど は 次 の と お り と す る。

役 職 名	人 数	選 出 地 域	選 考 方 法
会 長 (父 母 代 表)	1	全 市	選 考 委 員 会
副 会 長 (父 母 代 表)	6	全 市	選 考 委 員 会
副 会 長 (教 師 代 表)	1	全 市	校 長 会 会 議
監 事 (父 母 代 表)	2	全 市	選 考 委 員 会
常 任 理 事 (父 母 代 表)	18	9 地 域	選 考 委 員 会
常 任 理 事 (教 師 代 表)	9	9 地 域	校 長 会 会 議
理 事 (父 母 代 表)	38	全 市	細 則 第 6 条 に よ る

第 3 条 役 員 は 市 内 の 小 ・ 中 学 校 に 在 籍 す る 児 童 ・ 生 徒 の 父 母 お よ び 小 ・ 中 学 校 に 在 職 す る 教 師 の 中 か ら 選 考 す る も の と す る。

第 4 条 役 員 の 選 考 は、 定 期 総 会 以 前 に 選 考 委 員 会 お よ び 選 考 会 議 を 設 け て 行 う こ と が で き る。

2 役 員 選 考 委 員 会 は、 会 長 ・ 副 会 長 の 8 名 を も っ て 構 成 す る。

第 5 条 常 任 理 事 は、 全 市 を 9 地 域 に 分 け 各 ブ ロ ッ ク ご と に 3 名 を 互 選 す る。

第 6 条 理 事 は、 常 任 理 事 以 外 の 全 市 単 位 P T A 会 長 が 就 任 す る。

第 7 条 前 条 の 9 ブ ロ ッ ク は 次 の と お り と す る。

- ① 中 央 ブ ロ ッ ク (丸ノ内中・開智小・田川小・旭町中・旭町小)
- ② 北 部 ブ ロ ッ ク (四賀小・会田中・岡田小・女鳥羽中・本郷小・附属松本中・附属松本小)
- ③ 東 部 ブ ロ ッ ク (清水中・清水小・源池小・山辺中・山辺小)
- ④ 鎌 田 中 学 校 ブ ロ ッ ク (鎌田中・信明中・開明小・鎌田小)
- ⑤ 開 成 中 学 校 ブ ロ ッ ク (開成中・並柳小・中山小・筑摩小)
- ⑥ 河 西 部 ブ ロ ッ ク (島内小・松島中・高綱中・島立小・芝沢小)
- ⑦ 南 東 部 ブ ロ ッ ク (筑摩野中・芳川小・寿小・明善中・明善小)
- ⑧ 南 西 部 ブ ロ ッ ク (菅野小・菅野中・二子小・鉢盛中・今井小)
- ⑨ 西 部 ブ ロ ッ ク (梓川小・梓川中・奈川小中・安曇小中・大野川小中・波田小・波田中)

3 委 員 会 お よ び 専 門 委 員 会

第 8 条 会 則 第 23 条 の 定 め に よ り、 次 の 委 員 会 を 常 設 す る。 ま た、 時 代 に 即 した 課 題 を 討 議 す る た め、 他 の 委 員 会 を お く こ と が で き る。

- 広 報 委 員 会 ○ 研 究 協 議 大 会 実 行 委 員 会 ○ 総 務 特 別 委 員 会

第 9 条 各 委 員 会 は 会 長 委 嘱 に よ る 委 員 若 干 名 を も っ て 構 成 し、 本 部 役 員 お よ び 会 長 委 嘱 を 受 け た 常 任 理 事 等 が、 各 委 員 会 の 正 副 委 員 長 と な る。

第 10 条 各 委 員 会 は 会 長 の 指 示 を 受 け、 各 種 事 業 の 企 画 お よ び 運 営 に あ た る。

4 幹 事

第 11 条 会 則 第 19 条 に 定 め る 幹 事 若 干 名 の 選 任 は 次 の と お り と す る。

- (1) 父 母 代 表 幹 事 は、 単 位 P T A 会 長 の 推 薦 に も と づ き、 選 考 委 員 会 の 選 考 を 経 て 会 長 が 委 嘱 す る。
- (2) 教 師 代 表 幹 事 は 市 校 長 会 の 推 薦 に も と づ き、 会 長 が 委 嘱 す る。

第 12 条 幹 事 は、 本 会 の 企 画 ・ 運 営 ・ 記 録 を は じ め、 各 種 会 議 等 の 庶 務 に あ た る。

2 幹 事 の う ち 1 名 を 幹 事 長 と す る。

5 顧 問 ・ 特 別 顧 問

第 13 条 会 則 第 22 条 に 定 め る 顧 問 は 本 会 の 前 お よ び 元 会 長 と し、 会 長 が 委 嘱 す る。 任 期 は 1 年 と す る。

- (1) 会 則 第 22 条 に 定 め る 特 別 顧 問 は、 松 本 市 の 教 育 に 多 大 な 貢 献 を さ れ た 前 お よ び 元 顧 問 の 中 か ら 会 長 が 委 嘱 す る。
- (2) 顧 問 お よ び 特 別 顧 問 は 会 長 の 要 請 に よ り、 会 議 に 出 席 し て 重 要 事 項 に つ い て の 意 見 を 述 べ る こ と が で き る。

6 会 費

- 第14条** 会則第24条に定める会費は、各単位PTAの会員戸数に380円を乗じた額とする。ただし、令和2年度については、単年度限定の特別会費として会員戸数に300円を乗じた額とする。
- (1) 会員戸数は、各学校発表による4月1日在籍見込み会員戸数を基とする。

第15条 会費は単位PTA事務局ごとにまとめて、6月末日までに一括納入するものとする。

7 規 定

- 第16条** 会則第29条に定める規定は次のとおりとする。
- (表彰規定) 下記事項に該当する者を、会長名で表彰し、感謝状・表彰状・特別表彰状をおくることができる。
- (1) 感謝状贈呈者 松本市PTA連合会会長または副会長などをつとめ、本会の発展に貢献してきた者。
- (2) 表彰状贈呈者 単位PTA会長または副会長をつとめ、本会の発展に貢献してきた者。
- (3) 特別表彰状贈呈者 本会の発展に貢献してきた者。この場合故人も含むものとし、また、模範となる活動を行った者・単位PTA、および団体で、その他理事会が適当と認めた者。
- (4) 前項(1)の贈呈者の決定は三役会において行う。
- (5) 前項(2)(3)の該当者の申請は、各役員の退任時において単位PTAから松本市PTA連合会に行うものとし、贈呈者の決定は三役会において行う。
- (旅費規定) 本会に関わる用務による県外出張・大会参加の場合には、旅費等を次のとおり支給するものとする。
- (1) 鉄道・船舶・航空普通運賃の実費。
- (2) 宿泊費およびその他参加に関わる経費については、内容にて判断をする。
- (慶弔規定) 本会の慶弔規定は次のとおりとする。
- (1) 松本市PTA連合会役員(正副会長・顧問・監事・幹事)事務職員および単位PTA正副会長が死亡の場合は代表者の会葬と弔電を打ち5,000円の香料をおくり弔意を表す。なお、退任した前記役員については松本市PTA連合会会長の専決により、弔意を表すものとする。
- (2) 会員・元会員または単位PTAがその活動の業績により、全国的な表彰を受けた場合は10,000円と特別表彰状をおくる。
- (3) 本会に関係ある諸団体への慶弔事出席の場合は5,000円をおくる。
- (4) 慶弔における返礼は受けないものとする。
- (5) 前項(1)(2)の該当者の申請は、本人若しくは代理人、または単位PTAから松本市PTA連合会に行うものとする。

第17条 本規定に定めのないものについては、理事会において協議するものとする。

8 ホームページ設置

- 第18条** 本会は、本会の目的達成のため、単位PTA及び会員への情報提供の場として、インターネットを利用したホームページ(以下、H・Pという)を設置する。
- 第19条** このH・Pの管理責任者は松本市PTA連合会会長とし、運用は管理責任者が委嘱した運用担当者または委託先が行う。
- 第20条** H・Pの内容の企画とそのための情報収集は三役および広報委員会が行い、掲載にあたっては管理責任者の承認を得る。
- 第21条** 本会が作成・発信する内容については、適切な言語・表現を用い、特に人権に関わるものは慎重に扱う。
- 第22条** 管理責任者はH・Pの運用状況を三役会に報告する。
- 第23条** 管理責任者は、必要に応じ、三役会の承認を得て、H・P運用に関する規定を定めることができる。